

仙台市設備投資促進補助金事業交付要綱

(令和8年3月3日経済局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、中小企業事業者が従業員の賃金引上げを実現するために必要な生産性向上を図る設備投資等の取組を支援するため、市内事業者に対し、予算の範囲内において仙台市設備投資促進補助金を交付することについて、仙台市補助金等交付規則(昭和55年仙台市規則第30号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 設備投資促進補助金 生産性向上、競争力強化又は労働能率の増進に資する設備投資等とともに、正社員の平均賃金の引上げを行う中小企業者に対し、賃金の引上げに向けた環境整備を図ることを目的として交付される補助金をいう。
- (2) 中小企業事業者等 次に掲げるア～エいずれかに該当し、かつオに該当し、カには該当しない事業者をいう。
 - ア 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の法人である事業者又は常時使用する労働者の数が300人以下の事業者であって、イからエまでに掲げる業種以外の業種に属する事業を主たる事業として営むもの
 - イ 資本金の額又は出資の総額が1億円以下の法人である事業者又は常時使用する労働者の数が100人以下の事業者であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
 - ウ 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の法人である事業者又は常時使用する労働者の数が100人以下の事業者であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
 - エ 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の法人である事業者又は常時使用する労働者の数が50人以下の事業者であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの
 - オ 会社にあつては登記されている本店の所在地が、会社以外の法人にあつては登記されている主たる事務所の所在地が、それぞれ本市の区域内であること
 - カ 第4号に定義する正社員数が5人以下である事業者
- (3) 個人事業者 卸売業、サービス業、小売業を行う個人で、次に掲げるア、イいずれかに該当し、かつウに該当しない者をいう。
 - ア 本市の住民基本台帳に記録されている者

- イ 本市の区域内に施設を所有又は借り受け、当該施設で事業を行っている者
 - ウ 次号に定義する正社員数が5人以下である事業者
- (4) 正社員 次に掲げるすべての要件を満たす者をいう。代表取締役、取締役、個人事業主、専従者、日雇いの者、試用期間の者等を含まない。
- ア 雇用期間の定めがない者（無期雇用）
 - イ 週30時間以上勤務し、雇用保険に加入している者
 - ウ 賃金の支払い方法が月給制である者、または年俸制である者。年俸制の場合は、年俸額を12等分した額を月給額として取り扱うものとする。
- (5) 賃金 賃上げの対象となる賃金は、労働基準法第11条の賃金のうち、賃金台帳（労働基準法施行規則第55条・様式第20号）における基本賃金のほか、恒常的かつ定額な手当（役職手当、資格手当、職能手当、地域手当、職務手当、その他固定で毎月支給されている一律の各種手当）を含める。なお、通勤手当（実費支給の場合）、家族手当・皆勤手当（扶養の有無や出勤実績に応じて変動するもの）、残業代・休日出勤手当・深夜手当（変動する割増賃金）、賞与・臨時手当（毎月支給でないもの）などの手当は除く。
- (6) 設備投資等 機械装置、器具備品、ソフトウェアの導入、造作・改修、並びにこれらに付随する設計・工事、外部委託による設定・プログラム構築、人材育成・教育訓練及び当該投資に係る経営コンサルティングをいう。

（補助金の交付対象者）

第3条 規則第2条の規定による補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 前条に規定する中小企業事業者等又は個人事業者であって、正社員の平均賃金を3%以上上げたもののうち、第6条に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）を支出したものであること。なお、補助対象経費は、賃上げ環境の整備として支出された経費であって、当該賃金引上げを行った事業年度又はその直前の事業年度に支出されたものに限る。
- (2) 申請者が個人の場合にあつては、本市の市税を滞納していないこと。また、個人事業主として申請する場合は、個人の市税に加え、事業主として納付すべき市税を滞納していないこと。
- (3) 申請者が個人以外の場合にあつては、法人の市民税及び事業所税に係る市長に対する申告（当該申告の義務を有する者に限る。）を行い、かつ、本市の市税を滞納していないこと。
- (4) 暴力団等と関係を有していないこと
- (5) 補助対象経費を対象として国又は地方公共団体から補助金等の交付その他これに類する助成等を受けていないこと。

(市税の滞納がないことの確認)

第4条 前条第2号及び第3号に規定する要件は、市長が補助金の交付の申請をしようとする者の同意に基づいて市税の納税状況を調査することにより確認するものとする。ただし、申請者が、市税の滞納がないことの証明書(申請日前30日以内に交付を受けたものに限る。)を提出した場合はこの限りではない。

(市税の取扱い)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者が中小企業事業者等である場合における第3条第3号に規定する市税とは、個人の市民税(当該中小企業事業者等が仙台市市税条例(昭和40年仙台市条例第1号)第22条各項の規定に基づき、特別徴収義務者に指定されている場合に限る。)、法人の市民税、固定資産税、軽自動車税(種別割)、特別土地保有税、事業所税及び都市計画税とする。

2 補助金の交付の申請をしようとする者が個人事業者である場合における第3条第2号に規定する市税とは、個人の市民税(地方税法(昭和25年法律第226号)第319条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されるものに限る。)、固定資産税、軽自動車税(種別割)及び都市計画税とする。また、事業主として納付すべき市税とは、個人の市民税(当該事業主が仙台市市税条例第22条各項の規定に基づき、特別徴収義務者に指定されている場合に限る。)、事業所税とする。

(補助対象経費)

第6条 補助対象経費は、従業員の賃金引上げの実現に資する生産性向上、競争力強化又は労働能率の増進を図るために必要な設備投資等に係る経費とし、次に掲げる経費とする。

1 設備投資に要する経費

(1) 機械装置等購入費

生産性向上、自動化、省力化等に資する機械装置、器具備品等の購入に要する経費(必要な付属品、据付費、運搬費を含む。)

(2) システム・ソフトウェア導入費

生産管理、在庫管理、労務管理等の効率化・高度化に資する専用ソフトウェア導入経費。なお、汎用ソフトのみの購入は対象外とする。

(3) 造作・改修費

生産性向上、競争力強化又は労働能率の増進を目的として、作業動線の短縮又は省力化・自動化設備の導入に伴うレイアウトの最適化等を行うために要する改修に係る経費。図面・工程比較その他客観的資料により作業時間の短縮効果が確認できる場合に限る。なお、原状回復又は快適性の向上のみを目的とする改修は対象外とする。

2 付随費用

(1) 設計費・工事費

設備導入又は業務改善に必要なレイアウト設計、基礎工事、動線最適化等

(2) 委託費

設備導入又は業務改善のための設定作業、プログラム構築、業務フロー見直し等の外部委託

(3) 人材育成・教育訓練費

導入した設備等の操作・運用に係る研修又は、賃上げの実効性を支える生産性向上、競争力強化もしくは労働能率の増進に資する業務改善に係る研修。なお、一般的な職能研修等は対象外とする。この場合における外部講師に対する謝金及び当該講師の旅費は、当該研修の実施に直接要する費用に限り補助対象とする。

(4) 経営コンサルティング経費

当該設備投資又は業務改善に必要な専門家支援に係る経費（生産性向上計画の策定、業務フロー見直し等）。なお、一般のコンサルティング経費は対象外とする。

3 次に掲げる経費は、補助対象経費から除く。

(1) 謝金、旅費、会議費、印刷製本費。ただし、第2項(3)の人材育成・教育訓練費に直接要する外部講師に対する謝金及び当該講師の旅費（実費かつ相当と認められるものに限る。）は、この限りでない。

(2) 単なる経費削減を目的とした経費

(3) 不快感の軽減や快適化を図ることを目的とした職場環境の改善経費。ただし、第1項(3)に掲げる造作・改修費に該当し、作業時間の短縮効果が客観的資料により確認できるときは、この限りでない。

(4) 通常の事業活動に伴う経費

(5) 法令等で設置が義務づけられ、当然整備すべきとされているにもかかわらず義務を怠っていた場合における、当該法令等で義務づけられたものの整備に係る経費及び事業を実施する上で必須となる資格の取得に係る経費

(6) 生産性向上、競争力強化又は労働能率の増進が認められないと判断されるもの

(7) 経費の算出が適正でないと判断されるもの

(8) その他、社会通念上助成が適当でないと判断されるもの

4 車両は、原則として補助対象外とする。ただし、次のいずれにも該当し、生産性向上、競争力強化又は労働能率の増進に直接資することが明らかな場合に限り、補助対象とする。

(1) 当該車両が業務工程において不可欠であり、その導入により業務の効率化又は労働負担の軽減が見込まれること。

(2) 送迎、配送、荷役又は訪問サービス等、車両本体が業務工程の一部を構成する用途に供するものであること。

(3) 単なる老朽化による買替え、営業活動や通勤等の汎用的用途に供するものではないこと。

- いこと。
- (4) 導入する車両の仕様（リフト、パワーゲート、冷蔵冷凍機能等）と生産性向上、競争力強化又は労働能率の増進との関係が明確であること。
- (5) 賃上げの取組に資する効果（生産性向上、競争力強化又は労働能率の増進）を申請書において説明できること。
- 5 PC・タブレット等の端末は、新たに導入するソフトウェア・システム、又は機器の運用に不可欠な端末として使用する場合に限り補助対象とする。単なる既存端末の更新、一般事務用途の汎用的な端末又は生産性向上、競争力強化もしくは労働能率の増進に資する効果が限定的なものは対象外とする。ただし、既存端末が新たに導入するソフトウェア・システムの動作要件を満たさず、当該システムの稼働に不可欠であることを客観的資料により示す場合は、この限りでない。なお、通信費、保守費、月額利用料等のランニングコストは補助対象外とする。
- 6 前各項の規定にかかわらず、リース契約又はレンタル契約に基づく設備等に係る経費については、本市への交付申請日までに申請者が既に支出した額（前払金を含む。）に限り（直前の事業年度の開始日以後、交付申請日の前日までの支出に限る。）、生産性向上、競争力強化又は労働能率の増進に資することが客観的に確認できる場合は補助対象経費に含めることができる。ただし、交付申請日以後に発生する当該経費に係る支出及び未払金は補助対象外とする。契約期間が複数年度にわたる場合であっても、補助対象期間に属する支払済額のみを対象とする。

（補助金の額）

第7条 補助金は、次の別表に掲げる額とする。

（別表）

| 正社員の平均賃金引上げ率 | 補助上限額 | 補助率 |
|--------------|-----------|-----|
| 3%以上5%未満 | 1,000（千円） | 2/3 |
| 5%以上 | 3,000（千円） | 3/4 |

- 2 補助対象経費の下限は10万円とし、補助金の交付額は、1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

（交付の申請）

第8条 規則第3条第1項の規定による交付の申請は、仙台市設備投資促進補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて令和9年3月31日までに市長に提出して行うものとする。

- (1) 賃金引上げ前後の月における賃金台帳の写し
- (2) 賃金引上げに伴い就業規則等を改定している場合は、改定前後の賃金規程の写し
- (3) 給与振込依頼書の写し（社内控え）（賃金台帳との一致が確認できるもの）

- (4) 履歴事項全部証明書の写し又は現在事項全部証明書の写し（申請の日以前3か月以内に取得したものに限り。）
- (5) 補助対象経費を支出したことを証する書類（契約書、納品書、領収書、通帳の写し（リース既払分確認）等）の写し
- (6) 導入した設備投資等の内容を証する書類として、人材育成・教育訓練、研修、経営コンサルティングを実施した場合は、実施日時、実施場所、実施内容が明らかとなる書類を提出すること。
- (7) 委任状（申請手続きを代理人に委任する場合に限る。）
- (8) 補助金を交付する目的に必要な範囲で、市長が提出を求める書類

（交付の決定及び額の確定）

第9条 市長は、前条の申請書及び添付書類の内容を審査の上、補助金を交付することが適当と認めるときは、申請が到達してから30日以内に補助金の交付を決定し、規則第6条の規定による決定の通知は、仙台市設備投資促進補助金交付決定及び額の確定通知書（様式第2号）により行うものとする。

2 市長は、前項の交付決定に際し、必要な条件を付することができる。

3 市長は、前条の申請書及び添付書類の内容を審査の上、補助金を交付することが不適当と認めるときは、仙台市設備投資促進補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第10条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げは、交付決定の通知があった日から10日を経過した日までに、仙台市設備投資促進補助金交付申請取下書（様式第4号）により行うものとする。

（補助金の交付）

第11条 第9条第1項に規定する補助金の額の確定の通知を受けた申請者が補助金の請求をするときは、仙台市設備投資促進補助金交付請求書（様式第5号）に必要書類を添付の上、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項による請求を受けた場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときには補助金を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し及び返還）

第12条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号に掲げるいずれかに該当することとなったときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき

- (2) 第3条の要件に該当していなかったことが判明したとき又は該当しないこととなったとき
 - (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他規則又はこの要綱に基づき市長が行った指示に違反したとき
- 2 前項の取消しを行った場合において、既に補助金の全部又は一部が交付されているときは、当該交付を受けた者に対し、仙台市設備投資促進補助金交付決定取消通知書（様式第6号）により申請者に理由を付して通知するとともに、仙台市設備投資促進補助金返還請求書（様式第7号）により適当な期限を定めてその返還を請求するものとする。

（立入検査等）

- 第13条 市長は、必要があると認めるときは、補助金の交付決定を受けた者から報告若しくは資料の提出を求め、又は本市職員にその事務所、事業所等に立ち入らせ、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させるものとする。
- 2 市長は、前項の結果、必要があると認めるときは、補助金の交付決定を受けた者に対し改善その他必要な措置を講ずるよう指導することができる。

（書類の整備等）

- 第14条 補助金の交付決定を受けた者は、交付申請に係る証拠書類を整備し、かつ、補助金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保存しておかなければならない。

（委任）

- 第15条 この要綱の施行に関し必要な事項は、経済局長が別に定める。

附 則

（実施期日）

- 1 この要綱は、令和8年3月3日から実施する。

（この要綱の失効）

- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。